



けやき通信

ごあいさつ

「岡山&富山訪問記」



9月は所属している団体の会議のため、岡山県・富山県を訪問しました。

岡山県は初訪問でした。さすが「晴れの国」、当日もバッチリ晴天でした。駅について早々、お土産のきび団子を購入し、ランチで景気付に一杯飲んで気合を入れてから会議に臨みました。ちなみに岡山は「黄二」が特産とのことで、お寿司に黄二の握りがありました。

富山も着いて早々お寿司&景気付に一杯飲んで会議に臨みました（写真撮り忘れしました）。翌日は金沢まで足を延ばして金沢城をぐるっと巡り、近江町市場で海鮮丼を食べて帰ってきました。金沢は晴れの日が少ないそうですが、当日は半端なく晴天でした。

岡山と富山に行って、改めて心通わすための「会うことの大切さ」を痛感しました。

今月のテーマ

「遺言の活用～親が違う子がいる編～」



1. 異母・異父きょうだいの相続

親が亡くなった場合、相続人の中に異母・異父きょうだいがいると、相続関係は複雑化します。

今回は、相続人の中に「親が違う子がいる」ケースについて説明します。

2. 相続人の確認

被相続人の「子」は、第一順位の相続人となります。この「子」ですが、法律上の親子関係があれば父又は母が違って「子」であることに変わりないため、異母・異父きょうだいとして共同相続人となります。

3. 遺産分割協議の確認

被相続人の遺産を分配する場合、遺言がなければ、相続人の誰がどの遺産を取得するかは話し合いで決まります。この話し合いを「遺産分割協議」といいます。

そして、遺産分割協議は相続人全員で行う必要がありますので、異母・異父きょうだいとも話し合いをする必要があります。

4. 問題の所在

異母・異父きょうだいであっても、被相続人の生前に一緒に生活したことがあればその存在も明らかですし、関係が良好であれば、通常の相続と同じで話し合いもスムーズに進むかもしれません。

しかし、異母・異父きょうだいの存在を「秘密」にしていることも珍しくありません。実際の事案でも、相続人確認のため戸籍を取得してをしている最中に、異母・異父きょうだいの存在が判明することもあります。

そして、このようなケースでは、そもそもその存在を知らないため、「相続人となった事実」「相続手続きに協力して欲しいこと」を伝えるのに一苦労あります。ま

た、「どのような人が分からない」「悪感情をもっていたらどうしよう」といった不安感もあると思います。

5. 遺言を作る必要性

以上のように、親が違う子がいる相続の場合、相続関係が複雑となり、また感情的な問題が絡むことも考えられるため、遺産分割協議がスムーズに進まない可能性があることは想像に難くありません。

しかし、遺言があれば、親が違う子（つまり、異母・異父きょうだい）と話し合うことなく遺言書に記載のとおりの財産承継ができます。

つまり、遺言書があることでスムーズな財産承継が可能となります。

6. 遺留分について

「遺留分」とは、一定の相続人に認められている被相続人（＝遺言者）の意思によっても奪うことができない相続分のことです。そして、異母・異父きょうだいにも遺留分はあります。

遺留分は権利ですので、それを使うか否かは相続人の自由です。しかし、使われた場合、それに対して「金銭」で応じる必要があります。

ですので、①預貯金や生命保険を利用して金銭の工面をする、②異母・異父きょうだいにも財産を承継させるなど、遺留分を意識した遺言書作成が必要となります。

7. 最後に・・・

「親が違う子がいる」ケースは、その事実を打ち明けられず、対策がされないまま相続が発生することもあります。

しかし、相続手続きがスムーズに進まないことも多いですので、終活の一環として遺言の作成をご検討してみてください。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市